



## 語られていない真実がある！ ～あなたの疑問・悩みを解消～



Q.

第37回臨時大会の「規約諸規則の一部改正」と「組合基金の使用計画の大綱」について、組織破壊HP「真実の声」や一部地本の情報で掲載されていますが、職場の仲間から「主張が違うのでよくわからない」と言われます。

A.

中央本部は、第37回臨時大会で「組合基金の大綱」や「規約・規則の一部改正」について、明確に考え方を述べていますので記載します。職場で活用してください！

### 【規約・諸規則の一部改正について(本部答弁要旨)】

規約・諸規則の改正は、財政の観点から行った。水戸、東京、八王子地本から臨時大会2日前(12/17)に「健全な組織運営と財政の確立を求める要請書」がFAXで送られてきた。要請書の中には緊縮財政とか財政破綻もするなどとあり、その問題意識は共通するものであることから、どのような経費削減をするのか、大会当日の臨時中央執行委員会まで検討をしてきた。

代議員数について、組合費納入人員数から現実にあった数にしていきたい。しかし、地方の声は当然保証しなければいけないため基礎数は変更しない。そのため端数を800名にした。なぜ800名なのかというと、現在地本交付金も1000名を基準にしているし、地本の平均人数が1000名。しかし、東京地本は約4000名の組合員なので、東京に配慮をして800という数を算出した。改正をしていけば会場を選ぶ範囲が広がるし、組休などの費用も大きく減少していく。代議員数は減るが、代議員の役割の重みは増すと考えている。

また、組合基金の積み立て、連帯活動基金の積み立てなども、一般会計の剰余金から繰り入れるというように変更していけば、今まで予算化していた組合基金の積み立て、連帯活動基金の積み立て分を、本予算に組み込むことができる。このように、財政の観点から規約・諸規則の一部改正を今日の中央執行委員会ギリギリまで議論をしてきたので、資料配付もギリギリになった。

併せて今の組合現実に合わせてその他の規約も改正も提案させて頂いた。規約13条の組合員の権利についても、組合員権の停止がわかりづらい等の声があるので、具体的にした。成立要件や議決についても過半数というように、現実的であった規約規則の改正を提案させて頂いた。

## 真実を見極め、職場の仲間とともに議論しよう！